

大分市行政改革推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市行政改革を推進するための組織に関する要綱（平成24年5月15日施行）第7条第1項の規定に基づき、本市における行政改革の推進に関する基本方針及び実施計画（以下「基本方針等」という。）の策定及び推進に関し、市民から幅広く意見を聴くため、大分市行政改革推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 基本方針等の策定に関すること。
- (2) 基本方針等の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 委員は、複数の期間につき、参画依頼されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 2 人以内を置き、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課行政改革推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼する委員の当該参画依頼の期間は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(大分市行政改革アクションプラン推進委員会設置要綱の廃止)

- 3 大分市行政改革アクションプラン推進委員会設置要綱(平成 17 年 2 月 14 日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 8 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼する委員の当該参画依頼の期間は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。